

平成28年4月1日

松山市長 野 志 克 仁

行政不服審査に係る標準審理期間を定めることについて

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条の規定に基づき、市長が審査庁となる審査請求の標準審理期間は、審査請求があった日から3箇月とする。ただし、次に掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。

- (1) 審査請求書に不備がある場合の補正に要する期間
- (2) 口頭意見陳述その他審理関係人の審理手続の申立ての有無の事情によって変動する期間
- (3) 松山市文書法制審議会への諮問から答申までに要する期間